資料３－２

**「健康で安心して暮らせる社会の構築」に向けた取組の報告（微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進）**

目標：2020年　『**大気環境をさらに改善する』** 微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標＊を達成する。　＊：1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ1日平均値が35μg/㎥以下であること（H21.9.9告示　環境基準）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状（PM2.5の常時監視測定結果）**   * 2015年度は、55局（うち府所管25局）で測定を実施した。一般局（38局）では15局で環境保全目標を達成し達成率は39.5%、自排局（17局）では4局で達成し達成率は23 .5%であった（右図）。 * 年平均濃度は、緩やかな改善傾向を示している（右図）。 * 2013～2015年度に有効測定局であった局（一般局26局、自排局14局）のみ比較すると、環境保全目標の長期基準を達成した局が、一般局で2013年度の7局から2015年度には20局へ、自排局では同様に1局から8局に増加した（下図）。 | 年平均濃度の推移  環境保全目標達成局数の推移 | |
|  | |  |
| **発生機構の把握、効果的な対策の検討**   * 成分分析（再掲）   科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、府内13局で実施   * 環境農林水産総合研究所との連携   成分分析データをもとに、高濃度要因分析、地域内発生源の定量的な寄与割合の把握等を実施   * 国への要望（健康影響や生成メカニズムに未解明な点が多い）   ・健康影響に関し科学的な解明に努め、得られた知見に基づく情報をよりわかりやすく発信  ・生成メカニズムや発生源別の寄与割合の解明、ばいじん、NOxの追加的排出抑制対策など  調査検討の推進、早期に国内対策の確立  ・広域移流に係る影響低減のため、引き続き中国への強い働きかけ  今後⇒効果的な対策の検討に資するよう、引き続き原因物質の排出状況の把握や各発生源からの寄与割合の解析等を進める。 |

**モニタリング体制の整備・実施**

* 2011年度以降府内でモニタリング体制の整備に努め、2015年度に国の事務処理基準数を満足　→ 2016年3月末現在、府内56局（府26局、政令市30局）で連続測定実施
* 全測定局の毎時測定データを中央局（森ノ宮）に収集し、ホームページにてリアルタイムで公表
* 成分分析を府内13局（府3局、政令市10局）で年4回実施
* 高濃度が予測される場合の注意喚起等を実施

今後⇒着実に常時監視を実施するとともに、的確に注意喚起等を発出し、その情報を府民に確実に周知する。

* 注意喚起

府は、国の暫定指針値（日平均濃度70μg/m3）を超えると予測される場合に、防災情報メールやホームページ等で注意喚起を実施。【実績】2014年2月26日

* 黄砂情報（府独自の取組み）

大阪管区気象台が「黄砂に関する気象情報」を発した場合は、PM2.5濃度が高くなる可能性があるため、注意喚起とは別に、「黄砂とPM2.5のお知らせ」を防災情報メール等で発信

【実績】2014年5月30日、31日　　2016年4月24日

* 注意喚起に係る周知

〇 防災情報メールの登録促進（2013年2月末 8.6万件→2016年4月末 17.8万件）

〇 注意喚起時の具体的対応を示した施設管理者向けマニュアルの配布（学校､高齢者施設等）

〇 高濃度期に備えたお知らせのため、防災情報メールを配信（2015年11月2日）

**発生源対策の実施**

●PM2.5の排出削減につながる粒子状物質全体の削減対策を実施

【固定発生源対策】

大気汚染防止法や府条例に基づく、工場や事業場のばい煙発生施設への立入指導等により、『ばいじん』及び二次粒子のもととなるNOx、SOx、VOCの排出抑制を実施。

特に、NOx、VOC対象事業所へは、年1回以上立入検査を行い、排出状況を確認している。

【移動発生源対策】

自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画〔第３次〕（2013.6策定）、府条例に基づく流入車規制などの対策を推進

今後⇒二次粒子生成への寄与割合など発生機構が未解明であり、国内対策は確立されていないが、濃度は改善傾向であり、当面はこれまで実施してきた府域の粒子状物質全体の削減対策を着実に推進する。